

施術所開設の手引き

1. 開設の手続き

施術所開設後、10日以内に開設届及び下記の(2)～(5)の添付書類を提出してください。また、手続きの際には訂正等が必要な場合もありますので印鑑をお持ちください。

なお、代理の方が届出に來られる場合には、運転免許証、健康保険証など本人確認ができるものをご持参ください。

(1) 施術所開設届

※市のホームページからダウンロードもできます。

(「所沢市 施術所開設届」で検索)

※同じ施術所で「柔道整復」と「あん摩・はり・きゅう」の施術を行う場合には、開設届は「柔道整復」で1部、「あん摩・はり・きゅう」で1部それぞれ提出してください。

※届出者が法人の場合には、法人の代表者印を押印してください。

(2) 施術者の免許証の写し

※従事する方の全員のものをお願いします。

※手続きの際には、確認のため免許証の原本を持参ください。

(3) 平面図

※待合室、施術室の区別と床面積、施術室の窓の寸法、換気設備及び消毒設備の位置を図示してください。

(4) 案内図

※最寄駅又は主な幹線道路等から施術所までがわかるものをお願いします。

(5) 届出者が法人の場合には、法人の登記事項証明書

※法人の目的に施術所の運営が記載されている必要があります。

2. 施術所の構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第25条及び柔道整復師法施行規則第18条により構造設備基準が設けられています。

- (1) 6. 6㎡以上の面積を有する専用の施術室を有すること。
- (2) 3. 3㎡以上の待合室を有すること。
- (3) 施術室の室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること。(ドアは開放面積に含まない。)
- (4) 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
※はりを業とする場合には、オートクレーブ、乾熱滅菌器等を設置すること。
※使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管及び廃棄は法に基づいて適正に処理を行うこと。
- (5) 施術所は、住居、店舗等と構造上独立していること。(指導基準)
- (6) 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られていること。(指導基準)
- (7) ベッドを2台以上設置する場合には、各々をカーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。(指導基準)

3. 衛生上必要な措置

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第26条及び柔道整復師法施行規則第19条により衛生上必要な措置が定められています。施術所内の清潔や使用するタオル等の管理には十分気を付けてください。

- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 採光、照明及び換気を充分にすること。

4. 名称について

医療法、医師法に抵触するような名称は使用できません。

※医療法第3条…病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

例：〇〇診療院

※医師法第18条…医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

例：鍼灸医〇〇

5. 広告について

法律で定められた事項以外は原則として広告できません。また、広告できる事項の内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたらないよう注意してください。医学的有効性をうたった広告は絶対に行わないでください。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第7条第1項及び第2項)
(柔道整復師法第24条第1項及び第2項)

【 広告できる事項 】

(1) あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの場合

- ① 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- ② 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
- ③ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ④ 施術日、施術時間
- ⑤ その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第69号）
 - ア もみりようじ、やいと・えつ、小児鍼
 - イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
 - ウ 医療保険療養費支給申請ができる旨（療養費の支給にあたっては、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - エ 予約に基づく施術の実施
 - オ 休日又は夜間における施術の実施
 - カ 出張による施術の実施
 - キ 駐車設備に関する事項

(2) 柔道整復の場合

- ① 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- ② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③ 施術日、施術時間
- ④ その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第70号）
 - ア ほねつぎ（又は接骨）
 - イ 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
 - ウ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼、又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
 - エ 予約に基づく施術の実施
 - オ 休日又は夜間における施術の実施
 - カ 出張による施術の実施
 - キ 駐車設備に関する事項

6. 開設後の変更届出等

開設届の届出事項に変更が生じたとき、施術所を休止し、又は廃止したとき、休止した施術所を再開したときは、その日から10日以内に届け出をお願いします。

なお、開設者の変更（個人→法人など）や施術所の移転は、変更届ではなく、廃止届及び新たな開設届となります。

主な手続きの種類	提出書類
1. 施術所の従事者の変更	①施術所届出事項変更届 ②免許証の写し（新たに就任した方のもの） ※確認のため免許証の原本を持参ください。
2. 施術所の名称変更	①施術所届出事項変更届
3. 構造設備の変更	①施術所届出事項変更届 ②平面図 ※変更前と変更後の図面を添付してください。
4. 開設者の変更 （個人から法人への変更等）	①施術所休止（廃止・再開）届 ②施術所開設届 ※開設届の他に開設時の添付書類（免許証の写し、平面図、案内図等）を添付してください。
5. 施術所の移転	①施術所休止（廃止・再開）届 ②施術所開設届 ※開設届の他に開設時の添付書類（免許証の写し、平面図、案内図等）を添付してください。

7. 届出窓口・問い合わせ

所沢市 保健医療課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

所沢市役所（低層棟1階）

TEL：04-2998-9385 FAX：04-2998-9061

E-mail：a9385@city.tokorozawa.lg.jp

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝休日・年末年始を除く）